

第1回青森県環境審議会

日時：平成18年10月13日（金）
午後2時30分から3時30分まで
場所：青森県庁西棟8階大会議室

1. 開 会

（司 会）

今日は、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます環境政策課計画・管理グループリーダーの中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、会議資料の1枚目は会議次第となっております。2枚目が席図でございます。3枚目が委員名簿でございます。4枚目は本日の出席委員名簿でございます。5枚目は県側の出席者名簿でございます。次が資料1、青森県環境行政の概要、これが16ページとなっております。そして最後になりますけれども、資料2として、青森県環境審議会の概要、これは5ページまでとなっております。

お配りしています資料は以上ですけれども、皆様のお手元にありますでしょうか。もし足りない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

2. 委嘱状交付

（司 会）

それでは時間になりましたので、ただ今から青森県環境審議会委員の委嘱状を交付します。蝦名副知事が皆様のところへ参り、委嘱状を交付します。

委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、その場で御起立の上、委嘱状をお受け取り下さい。

【 席次順に委員名を読上げ。以下略。】

（司 会）

ただ今から、青森県環境審議会を開催いたします。開催にあたりまして、蝦名副知事から御挨拶申し上げます。

3. あいさつ

（蝦名副知事）

副知事の蝦名と申します。三村知事の挨拶を預って参りましたので、代読させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございました。

皆様には、常日頃から環境行政をはじめ、県政万般にわたって格別の御理解、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。また、この度は、委員就任を快くお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。

皆さん御存知のとおり、地球環境が悪化しており、本当にこのままいくと人間が地球に生きていけない時代が、もうそんなに遠くない時代に来ていると思います。それほど地球温暖化が進んできているということで、南極の氷が溶けて、海の高さが14メートルぐらい上がるとも言われています。そうすると、海岸に住んでいるほとんどの人が住めなくなってしまう。昨年アメリカのハリケーンや太平洋側での地震や災害につきましても、非常に地球温暖化の影響を受けているということがよく分かるわけです。そしてまた、西海岸などでは、今まで見たこともないような波が来るという話も聞いております。昔は、人間がそんなに住んでいなかったのに、今は60億の人口があり、あと20年くらいすると90億という人口になると言われています。この地球を本当に大事にしていかなければ、我々人類は生き延びていけないという大変厳しい状況になっていると思います。

一方で、我々は、20世紀に大量生産、大量消費をしてきました。そして化石燃料もふんだんに使って参りました。その大量消費につきましては、田子における大変な量の産業廃棄物が投棄され、県は今、一生懸命処理しているところでございます。その他、いろんなところにまだごみがあると聞いております。それから、もう少し物を大事にする、もったいないという言葉がいろんなところで言われましたけれども、そういうことをきちっとしていかなければいけないのではないかと考えております。

もう一つ、大量消費ということで、我々は、次から次へと物を買ってすぐに捨てるということとをずっと繰り返して参りました。その結果、おそらく子ども達の心に命を大事にしないとか、あるいは人の痛みを感じない、そういうものにも繋がってきているのではないかと考えています。昔、ある有名な日本の教授の話で、ある学生が汚れた人形を持っていたと。「そんな汚れた人形を捨てて、新しいのを買ったらいいいんじゃないの」と言った時に、その学生は「これは、おばあちゃんからもらった大事な物である」という話をしたそうです。そういう、物を大事にするということが今こそ大事な時ではないかと思えます。そういう意味で、合併して設けられたこの環境審議会は、本当に大事なことだと思えます。

私達は、皆様の御意見を十分尊重しながら、これからも環境問題を考えて参りますので、御忌憚のない様々な御意見をいただきたいと考えております。

本当に本日はありがとうございました。

4. 委員紹介

(司 会)

それではここで、改めて委員の皆様を御紹介させていただきます。

安宅榮一委員でございます、アタカ・コンサルタント事務所所長をされております。阿部幸子委員でございます、八甲田地区パークボランティア連絡会事務局長をされておられます。石田幸子委員でございます、弘前大学農学生命科学部教授でございます。内山操委員でございます、社会福祉法人慈成会めぐみ保育園園長でございます。大関邦夫委員でございます、弘前大学理工学部教授でございます。小原良孝委員でございます、弘前大学農学生命科学部教授でございます。加賀谷重男委員でございます、青森産業保健推進センター相談員でございます。角谷千恵子委員でございます、つがる森林組合主任でございます。葛西瑛子委員でございます、社団法人青森県ユネスコ協会副会長でございます。釜范テイ委員でございます、青森ビジネス専門学校講師でございます。工藤一彌委員でございます、青森県総合学校教育センター高校教育課長でございます。工藤雅世委員でございます、青森大学社会学部助教授でございます。栗原由紀子委員でございます、青森中央学院大学経営法学部専任講師でございます。今田慶行委員でございます、黎明郷リハビリテーション病院院長でございます。澤田庄一郎委員でございます。日本地質学会会員でございます。清水俊雄委員でございます、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長でございます。鈴木幸三委員でございます、八戸工業大学名誉教授でございます。珍田典子委員でございます、青森市交通安全母の会副会長でございます。長尾キヨ委員でございます、自然観察指導員でございます。長根哲美委員でございます、社団法人青森県猟友会会長でございます。奈良典明委員でございます、弘前大学名誉教授でございます。野坂ナリ子委員でございます、野辺地町漁業協同組合女性部長でございます。橋本かず委員でございます、弘前大学医療技術短期大学部名誉教授でございます。針生倅吉委員でございます、財団法人日本野鳥の会青森県支部長でございます。日景弥生委員でございます、弘前大学教育学部教授でございます。松野美智子委員でございます、社団法人青森県建築士会常務理事です。三浦みや子委員でございます、医療法人正恵会石田温泉病院総看護師長でございます。

なお、本日欠席されておりますが、葛西恭子委員、A M L S協議会会長をされております。それから、工藤茂樹委員、西目屋村観光ガイド会会長をされております。関幸子委員、青森大学薬学部助教授をされております。高松利恵子委員、北里大学獣医畜産学部助手をされております。田中久美子委員、社団法人青森県観光連盟理事をされております。豊川好司委員、放送大学青森学習センター所長をされております。福土憲一委員、八戸工業大学工学部教授をされております。藤田均委員、青森大学大学院環境科学研究科長・教授をされております。以上、委員の紹介を終わらせていただきます。

5. 会長、副会長の選任

(司 会)

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は、全委員数35名中27名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長と

なって会議を進めることとなっております。また、会長を補佐する副会長を置くこととなっております。今回は、委嘱後初めての審議会ですので、会長・副会長を選任する必要がございます。

つきましては、会長・副会長の選任にあたりまして仮議長を決めたいと思います。仮議長につきましては、事務局に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、これまで環境審議会の会長を長年務めてこられました鈴木幸三委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

【委員から『異議無し』の発言】

(司 会)

異議なしとの御意見がありましたので、鈴木幸三委員には仮議長をお願いしたいと思います。鈴木委員、大変恐縮ではございますが、前方の仮議長席にお着きいただきたいと思います。

(鈴木委員)

それでは、御指名でございますので、仮議長を務めさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

さっそく会長の選任に入りたいと思いますけれども、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長は委員の互選により決めることになっており、自薦、他薦がございますけれども、どなたか御意見ございませんでしょうか。

(釜范委員)

これまで環境審議会の会長を長年務めてこられました鈴木委員がよろしいと思います。

(鈴木委員)

ただ今、鈴木を推薦したいという御意見がございましたけれども、いかがでございましょうか。

【委員から『異議無し』の発言】

(鈴木委員)

異議が無いという御意見をいただきましたので、大変僭越でございますけれども、私が会長を務めさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

次に副会長を選出いたしたいと思いますが、これも自薦、他薦どちらでも結構でございますけれども、どなたか御意見ございませんでしょうか。

(長根委員)

環境審議会の副会長、そして自然環境保全審議会の会長を務めてられました奈良委員がよろしいと思います。

(鈴木委員)

ただ今、奈良委員を副会長にしたいという御推薦がございましたけれども、副会長に選任することにつきまして、いかがでございましょうか。

【委員から『異議無し』の発言】

(鈴木委員)

どうもありがとうございました。異議なしとの御意見がございましたので、奈良委員、大変恐縮でございますけれども、副会長に選任することに決定したいと思います。

(司 会)

鈴木委員には、仮議長をお引き受けいただきまして本当にありがとうございました。それでは鈴木会長、奈良副会長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。なお、奈良副会長には、その場で御挨拶をお願いしたいと思います。それでは、鈴木会長からよろしくお願ひいたします。

(鈴木会長)

長年お手伝いしている関係上、会長を仰せつかったわけでございますけれども、御指名をいただきまして大変恐縮に存じております。

私の専門分野は環境安全工学でございます。環境安全工学の話になりますと、青森県はもちろん、国内外にわたっているいろいろな課題がございますが、いずれにしましても、私は国立大学、国立高専、私立大学と、ざっと50年近くにわたって工学の研究と教育に従事させていただきました。つまり、大変長い間にわたって国及び青森県の皆様にお世話になり、実はいつも感謝を申し上げている次第でございます。

従って、御指名いただきました公的なお仕事はできる限りお手伝いしないといけないと、いつも感謝しながら存じている次第でございます。

そのような次第で、この度はせっかくの皆様の御指示でございますので、今後、県から提示された案件につきましては、皆様からの十分な御意見と御協力をいただきながら、青森県の環境行政の向上・進歩に努力したいと存じております。どうぞよろしく御鞭撻と御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは副会長、よろしくお願ひします。

(奈良副会長)

奈良でございます。この度、二つの審議会が統合することになりまして、新しい環境審議会

が発足したわけでございます。

実は、私は二つの審議会に席を置いておりまして、長いこと務めて参りました。その経験を生かして、新会長、と言っても前の審議会の会長でございますが、会長の補佐を務めながら、新しい環境審議会の進むべき道について十分努力して参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

どうもありがとうございました。

それでは、さっそく次第に従いまして会議を進めたいと思います。

(司 会)

それでは、誠に恐縮ですが、蝦名副知事は公務のため、ここで退席させていただきますので、委員の皆様には御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

6. 青森県の環境行政の概要説明

(鈴木会長)

よろしゅうございますか。それでは、次第に従いまして会議を進めていきます。

まず、本日の議事録の署名者を私の方から指名させていただいてよろしゅうございますでしょうか。大変恐縮でございますけれども、大関委員、阿部委員に議事録の署名者をお願い申し上げたいのですが、よろしいでしょうか。

御了解をいただきましたので、一つよろしくお願い申し上げます。

次に、先程来、副知事、あるいは奈良副会長さんからもお話がございましたように、今回は初めて環境審議会と自然環境保全審議会とが合併した会議でございますので、職員の紹介、それから県の環境行政の概要につきまして、事務局から説明をお願い申し上げたいと思います。

(高坂環境生活部長)

環境生活部長の高坂と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、環境審議会の事務局を担当します環境政策課、それから自然保護課の職員を私の方から紹介させていただきます。

私は環境生活部長の高坂孚と申します。よろしくお願いいたします。それでは順次紹介いたします。環境生活部参事、菊池俊夫でございます。環境政策課課長、小野村勉でございます。環境政策課課長代理の山田光雄でございます。環境政策課副参事の中野利正でございます。計画・管理グループリーダーでございます。同じく副参事の今直己でございます。環境保全グループリーダーでございます。同じく副参事の小笠原博でございます。廃棄物・不法投棄対策グループリーダーでございます。環境政策課総括主幹の中山敏でございます。循環・環境産業グループリーダーでございます。

次に、自然保護課の職員を紹介いたします。自然保護課課長の矢田茂でございます。自然保

護課副参事の高橋力でございます。自然公園グループリーダーでございます。同じく副参事の
中川光平でございます。自然環境グループリーダーでございます。以上でございます。

引き続きまして、私の方から青森県の環境行政の概要について御説明したいと思います。座つ
たままで説明させていただきます。お許し下さい。

お手元に資料1、青森県の環境行政の概要というものがございますので、これを簡単に説明
したいと思います。

まず、青森県の行政組織についてでございます。資料1の1ページ、「1、青森県の行政組
織図」にございますように、環境生活部では、生活環境及び自然環境の保全に関する事務を所
掌してございます。なお、これらの事務に関しましては、当部以外にも商工労働部、農林水産
部、県土整備部、エネルギー総合対策局などでも環境に関する事務を所掌しておりまして、他
部とも連携しながら取組を進めているという状況でございます。

次に、環境生活部の構成でございます。同じ1ページの「2、環境生活部の行政組織図」を
ご覧いただきたいと思ひます。課が6つ、室が1つ、それから出先機関が2つ、それから下部
機関として4つで構成されてございます。このうち、部内では環境政策課、自然保護課、県境
再生対策室で環境行政に関する事務を所管してございます。また、環境生活部の職員の状況に
ついてでございますけれども、2ページの「3、環境生活部職員総括表」のとおりで、右下に
ございますように、職員総数が272名となっております。

次に、環境生活部の所掌事務につきましては、3ページを御覧いただきたいと思ひます。3
ページの上でございますように、生活環境、それから自然環境の保全に関する事項にとどまら
ず、青少年の健全育成、あるいは男女共同参画、消費者の保護、交通安全、文化振興、国際交
流など、県民の生活に密接に関連する非常に裾野の広い仕事をしてございます。

なお、環境政策課、自然保護課、県境再生対策室の分掌事務につきましては、3ページ、そ
れから4ページのとおりとなっております。

次に、環境生活部全体の平成18年度当初予算につきまして、その概要を御説明申し上げたい
と思ひます。

5ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、平成18年度当初予算につきましては、
下の方にゴシックでございますように、1として環境と共生する循環型社会の創造、2として
安全・安心で快適な社会の創造、3として健やかで安心して暮らせる社会の創造、4として生
活創造推進プランに掲げる5つの社会像を実現するための仕組みづくりの4つの項目を主要施
策として、各種事業を展開することとしてございます。

また、6ページをお開きください。こちらにございますように、真ん中にありますが、環境
生活部所管に係る一般会計当初予算の総額は6,672,402千円となっております。なお、4つ
の主要施策のうち、環境行政に関する施策であります「1、環境と共生する循環型社会の創造」
の主な事業につきましては、9ページ以下のとおりとなっております。後ほどお目通しいた
だければ幸いです。以上が青森県の環境行政の概要でございます。私からは以上でござ
います。

7. 青森県環境審議会の概要説明

(鈴木会長)

ありがとうございました。今、部長さんから県の環境行政の概要の説明をいただいたのですが、内容につきまして御質疑ございませんでしょうか。御忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

もし無いようでしたら、引き続きまして、環境審議会の概要につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(小野村課長)

環境政策課長の小野村です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料の2を御覧下さい。まず、環境審議会と自然環境保全審議会の統合についてです。このことについては、皆様に対して、委員就任依頼の際に説明しておりますけれども、今回、環境審議会と自然環境保全審議会を統合いたしまして、第1回目の審議会となります。改めて概要を説明させていただきます。

平成16年12月に改訂された「青森県行政改革大綱」では、審議会、懇話会等の附属機関等について、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、その必要性等の見直しを行い、統廃合や委員数の削減を行うなど、より一層適切な管理運営を図ることとされております。

このため、環境審議会と自然環境保全審議会のあり方についても検討を進め、いずれも環境の保全に関する事項について調査・審議するという共通点を有していること、また、委員の専門分野が重複していることから、両審議会を統合し、効率的な運営を図ることとなったところでございます。

統合に伴う青森県附属機関に関する条例の改正は、18年6月議会で承認され、同年の9月1日から施行されております。

統合の結果、両審議会を合わせて63名の委員定数が35名となり、また統合により、より一層多様な分野の委員の皆様からの御意見を頂戴し、審議会における議論の活性化が見込まれ、県の環境行政により多くの声を反映させることが可能となるものと考えております。

次に2の(1)の設置根拠についてですが、環境基本法第43条及び自然環境保全法第51条により、都道府県は審議会を置くこととされており、その組織等につきましては青森県附属機関に関する条例で定められております。

次に2ページをお開き下さい。(2)の審議事項につきましては、として環境の保全に関する基本的事項を調査審議することとされており、具体的に申し上げますと、環境計画の策定、公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止に関すること、あるいは廃棄物処理計画の策定に関すること等があります。

また、としまして、温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、その権限に属された事項を調査審議する他、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することとされており、具体的に申し上げますと、鳥獣保護事業計画や温泉の掘削許可に係る調査審議などがございます。

次に(3)委員の定数につきましては、学識経験を有する者と温泉に関する事業に従事する者から35人以内とされており、今回委嘱させていただいた委員は、別途お配りの名簿のとおり35人でございます。

続いて3ページをお開き下さい。(4)にありますように、温泉法第28条の規定により、温泉に関する知事の処分に関し意見の答申をするため、温泉部会が設置されており、定数は10人以内となっており、部会の議決が環境審議会の議決となります。

次に(5)委員の任期につきましては、平成18年9月1日から平成20年8月31日までの2年間となっております。

続きまして(6)報酬及び旅費の額につきましては、報酬は、1回当たり9,800円、旅費は、県の規定に基づき算定し支給することとなっております。

続きまして4ページをお開き下さい。これまでの審議会の開催状況につきましては、環境審議会を年に2回開催しており、自然環境保全審議会は、5ページにありますけれども、審議会を年1回、温泉部会を年3回開催しております。

また、最後に、審議会の今後の予定につきましては、3ページの(8)に記載しているとおり、来年1月に第2回審議会、2月に第3回審議会を予定しております。審議の内容は記載しているとおりでございます。温泉部会は11月に第2回部会、来年2月に第3回部会を開催することとしております。

以上が青森県環境審議会の概要でございます。よろしく申し上げます。

8. 温泉部会委員の選任

(鈴木会長)

ただ今の説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

併せて、前の部長さんからの説明の内容についてでも結構です。

あまり難しい顔をしないで、気楽に何か、行政の方にこの際聞きたいことがあれば御質問していただければ幸いです。

特に何も無いようなので、それでは先ほど事務局から説明がございましたように、この審議会には温泉部会を置くことになっております。ここで、温泉部会の委員を選任したいと思えます。温泉部会に属すべき委員の定数は、10人以内となっているようですが、統合した後、1回目の審議会ということで、皆さん、初めての方もおりますでしょうし、私の方からこれまでの経緯や皆さんの役職も参考にして指名させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

【委員から『異議無し』の発言】

(鈴木会長)

ありがとうございます。それでは私の方から前の自然環境保全審議会の温泉部会の実績や皆様の役職等も参考にして指名させていただきます。

大変申し訳ございませんが、呼ばれた方はちょっと立ち上がり顔を見せて下さい。

清水俊雄様。澤田庄一郎様。工藤一彌様。今田慶行様。橋本かず様。三浦みや子様。関幸子様。栗原由紀子様。田中久美子様。

以上の9名を指名することで、いかがでございましょう。

【委員から『異議無し』の発言】

9. 意見交換等

(鈴木会長)

異議が無いようでございますので、御了解のほどお願い申し上げます。

この温泉部会は来月の11月2日に開催予定となっております。後日事務局から開催案内があるようですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

御案内にございましたように、本日の案件はこれで全部終了したことになりますけれども、この際ですから他に何かございませんでしょうか。あるいは情報交換でも何でも結構でございます。今日は初めての会合で、皆さん、委員の顔を見て疑心暗鬼の面もあるかと思えますけれども、せっかく集まった会ですから、この際行政の方に遠慮のない御意見なり御質問なりをいただければ幸いです。いかがでございましょう。

(針生委員)

事務局に大変申し訳ないのですが、資料は、可能な部分は両面刷りで結構かと思えます。よろしく願います。

ついでに申し上げます。地方紙の投書欄に、ここ数ヶ月の間に南八甲田のいわゆる登山道の問題について投書がなされております。昔は、道路によって県境が分かると言われていますが、今でもなおかつ、県境は登山道によって分かると他県の方からかなりの声が聞こえて参ります。野鳥の会の支部長だけでなく、青森県自然公園指導員の会の会長もやっておりますので、その部分をお含みいただければと思います。この問題について環境省と色々な登山の、いわゆる愛好する方々、山岳連盟とか各種の山岳会とかに関わるリーダー関係の方々など、近いうちに審議できるような形に持っていくのが私は必要じゃないかなと思います。以上でございます。

(鈴木会長)

針生委員、ありがとうございました。事務局、何か補足はないでしょうか。

(矢田課長)

自然保護課課長の矢田です。県自然保護課といたしましては、今、針生委員が言われたとおり、八甲田自然公園パトロールということで、環境省、林野庁などと合同で毎年パトロールをしているような状況でございます。その中でいろいろな形で、歩道のパトロール点検というこ

とをやっております。

今、針生委員が言われましたとおり、御意見をこれから参考にさせていただきたいと思っていますので、一つよろしく願いいたします。

(鈴木会長)

針生委員、よろしゅうございますか。その他、一つ、この際ですから、御遠慮なく御意見をいただければ幸いです。

(奈良副会長)

今の針生委員の御発言は最もですが、ただ、あそこは国立公園です。従いまして、いくら協力したにしても、最終的には県の権限は及ばないんです。

ただし、皆さんも御承知かと思いますが、あすなる国体が開かれました。その時に、あそこが登山コースになりました。その時に特別に許可を得て道路を造ったんです。ところが、その道路が今問題になっている。県がパトロールするだけではどうにもならないので、環境省に対し、国立公園なのに迷うようではダメだという運動を展開することだと思えます。

(鈴木会長)

ありがとうございました。事務局、よろしゅうございますでしょうか。

(矢田課長)

今、奈良副会長が言われましたとおり、国立公園は、環境省が全て管理をするということになっておりますけれども、我々、自然公園の管理と言うか、そういう立場からしまして、環境省、林野庁が国立公園内の森林、自然環境に対するパトロールをやっていますが、それらにも我々が参加するという形で進めております。これからもよろしく願いいたします。

(鈴木会長)

奈良さん、針生さん、よろしゅうございますでしょうか。その他、ございませんでしょうか。

それから、事務局の2番目に並んでいる方々の方で、何か御意見ございませんでしょうか。この際、実際的な仕事はまたいろいろやっておられるかと思うのですが。特にございませんか。御遠慮いりませんので、この際。

なかなかこの行政の事務は大変だと思うんですね。特にございませんか。

(事務局)

循環・環境産業グループの中山と申します。よろしく願いいたします。

鈴木会長の御指名もございましたので、情報提供させていただきます。今、環境政策課の当グループで、新規事業として始めさせていただくものを御紹介したいと思います。

来る11月17日、青森市民文化ホールにおきまして、青森環境演劇コンクールを今年新た

に始めさせていただきます。これは次代を担う子ども達に環境を学んでいただいて、そして自ら取り組んでいただく、演劇を通して普及啓発を図りたいということで、県内の小・中・高校、各2校から6チームが参加しまして、11月17日の午後1時から開催いたします。是非委員の皆様及び周りの方々にも御紹介いただきまして、見に来ていただければと思います。よろしくお願いいたします

(鈴木会長)

ありがとうございました。

他にございませんか。特に無ければ、今日の与えられた案件はこれで終わることになりますので、これで終わらせてよろしゅうございますでしょうか。

もし無ければ、これで閉会したいと思います。

(司 会)

それでは委員の皆様方、お忙しい中、本当にありがとうございました。それではこれで閉会させていただきますけれども、閉会に当たりまして高坂環境生活部長から御挨拶申し上げます。

(高坂環境生活部長)

本日は、委員の皆様におかれましては、統合されたこの第1回目の青森県環境審議会ということで、お忙しい中御出席いただきまして、こういう形でお付合いいただきまして誠にありがとうございます。

今、委員の皆様からいただきました御意見・御提言、あるいは今後いただくことになろうかと思えます御意見などにつきましては、今後の環境行政に活かしながら環境保全の一層の推進を図って参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、青森県の環境をより良いものとするために、引き続き御助言、御指導をいただきますようお願いを申し上げます、私から簡単でございますけれども閉会の御挨拶とさせていただきます。

今日はありがとうございました。

10. 閉 会

(司 会)

これをもちまして、第1回環境審議会を閉会させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。